

# 第3回半田市下水道使用料審議会

令和2年11月12日

# 本日の予定

1. 基本目標の設定
2. 使用料算定期間の設定
3. 使用料対象経費の確認
4. 改定目安額（改定率）の設定

# 資料

【資料①】 使用料対象経費

【資料②】 使用料対象経費（詳細）

【資料③】 収支過不足額（その他収入を含まず）の確認

【資料④】 収支過不足額（その他収入を含む）と経費回収率

# 1. 基本目標の設定

**【目標（案）】** 「下水道使用料」による自立経営

**【指標（案）】** 経費回収率 100%

使用料単価は、国の繰入基準（150円/m<sup>3</sup>）を上限に、  
汚水処理費用全額を賄うに足る最低限の単価とする。

## 2. 使用料算定期間の設定

【案】 下水道使用料の算定にあたって、使用料対象経費を積算する期間は「**3年**」とする。

- ・「一般的には3年から5年程度に設定することが適当である。」とされている。
- ・社会情勢、経済情勢等の変化を随時反映するため、より短い期間の方が適切である。

### 3. 使用料対象経費の確認

**【案】** 使用料対象経費は、「【資料①】使用料対象経費」及び「【資料②】使用料対象経費（詳細）」のとおりとし、使用料の算定にあたっては、「汚水処理費（B）」を用いるものとする。

※汚水処理費（B）：「分流式下水道等に要する経費」を繰り入れた後の額

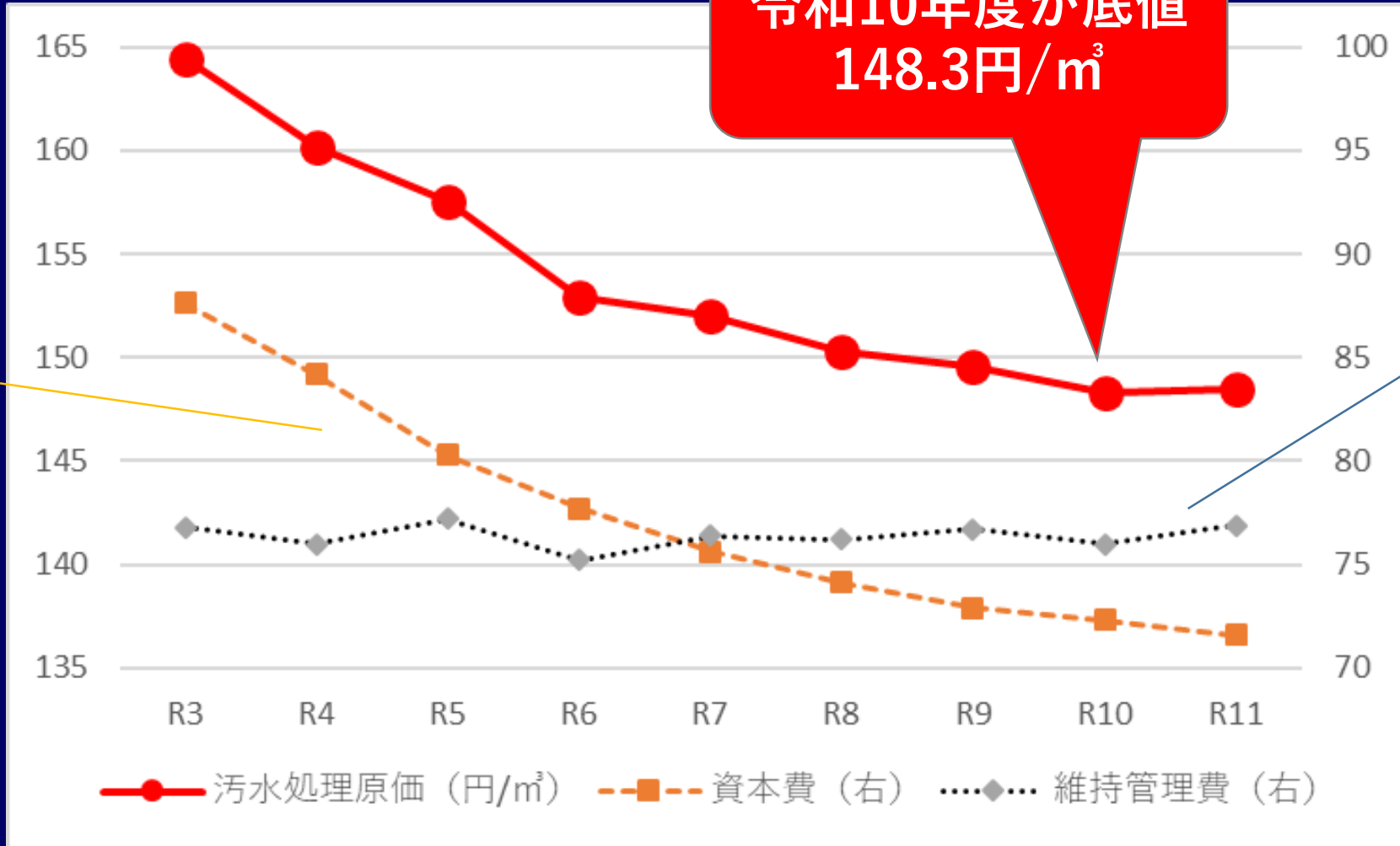
# 4. 改定目安額（改定率）の設定

## ① 汚水処理原価の推移

(円/m<sup>3</sup>)

(円/m<sup>3</sup>)

令和10年度が底値  
148.3円/m<sup>3</sup>



支払利息の減少に伴う資本費の減

人件費・物件費の上昇に伴う維持管理費の増

# 4 - ②. 改定目安額と改定率

20m<sup>3</sup>  
単価

1,850円/月

2,190円/月  
(+340円)

2,390円/月  
(+540円)

2,510円/月  
(+660円)

①  
116円/m<sup>3</sup>

②  
137円/m<sup>3</sup>  
(+18%)

③  
150円/m<sup>3</sup>  
(+30%)

④  
157円/m<sup>3</sup>  
(+36%)

現 行  
資本費50%

資本費75%  
類似団体平均

国 基 準  
污水处理原価 B

資本費100%  
污水处理原価 A



## 4 - ③. 段階的値上げの必要性

令和4年度より「経費回収率 100%」を達成するためには、150円/m<sup>3</sup>への値上げが必要

★ 34円/m<sup>3</sup>の値上げ（改定率+30%）は過大

※20m<sup>3</sup>あたりの使用料（税抜）は、540円/月の増額

⇒ 1請求（2月分・税込）あたり1,180円の増額

★ 汚水処理原価は令和10年度までは減少傾向



「段階的値上げ」の必要性

## 4 - ④. 事務局案

- 「段階的値上げ」を採用する。
  - ⇒ 目標達成（経費回収率100%）を令和7年度に設定する。

※「20m<sup>3</sup>の使用料」は、1,850円に増減率を加算した単純試算

	算入経費		使用料単価	20m <sup>3</sup> あたりの 使用料
	維持管理費	資本費		
現在	100%	50%	116円/m <sup>3</sup>	1,850円
R4 ~ R6	100%	75%	137円/m <sup>3</sup> (+18%)	2,190円 (+340円)
R7 ~	100%	100%	150円/m <sup>3</sup> (+9%)	2,390円 (+200円)

# 4 - ⑤. 事務局案と収支過不足額

(単位：円/m<sup>3</sup>)

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
維持管理費 100% + 資本費 75%			139	137	133					
			137							
維持管理費 100% + 資本費 100%						152	150	150	148	149
						151			149	
使用料単価		116	137			150			149	
収支 (億円)	分流式【なし】	▲4.9	▲2.4	▲2.1	▲1.6	▲0.2	±0	±0	+0.1	±0
	分流式【あり】	▲3.5	▲1.3	▲1.3	▲1.3	±0	±0	±0	+0.1	±0
	その他収入込み	▲3.4	▲1.3	▲1.3	▲1.3	±0	±0	±0	+0.1	+0.1